

一般社団法人東京都民間保育園協会（以下「当協会」といいます）が開催する TOKYO 保育園フェアの就職祝い金制度（以下「当制度」といいます）の利用にあたりましては、必ず以下の利用規約をご確認、ご承諾いただいたうえでお申込みくださいますようお願いいたします。

TOKYO 保育園フェア「就職祝い金制度」利用規約

第1条（定義）

TOKYO 保育園フェア「就職祝い金制度」（以下「当制度」という）は、当協会が開催する合同就職説明会「TOKYO 保育園フェア」で、当制度に申込をされた法人のブースを訪問し、その後就職に至り入職日後 6 か月間勤務した求職者（以下「フェア参加者」という）へ就職祝い金を支給する制度のことをいう。

第2条（当制度申込法人）

当制度に申込をされた法人（以下「当制度申込法人」という）とは、当協会が定める方法により TOKYO 保育園フェアのブース出展と当制度の申込をした法人のことをいう。

第3条（当制度の申込）

当制度申込法人は当制度申込の時点で、本規約の内容をすべて承諾したものとみなす。当制度へ申込をし、当協会が承認した時点で、当制度に関する契約が成立したものとする。

2 当協会は、当制度申込法人が、以下の各号のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあるとした場合には、当制度への申込を拒否することができ、当協会はこれについて一切の責任を負わず、また申込を拒否する理由を当制度申込法人に説明する義務を負わず当制度申込法人はそれにつき異議を申し立てないものとする。

- (1) 本規約に違反する行為を現に行い又は行うおそれがあると当協会が判断する場合
- (2) その他当協会が制度申込を不相当と認めた場合

第4条（TOKYO 保育園フェアの当制度対象ブースの周知方法）

TOKYO 保育園フェアのブース、会場内、参加者へ配布される資料及び協会ホームページ等に参加者がわかりやすいように掲載する。その際、事前に通告なく訂正・削除を行う場合がある。

第5条（当制度の料金のお支払い）

当制度の料金は、以下の通りとする。

	本人支給額	協会手数料	合計請求額
正規職員	10万円	1万円	11万円
正規職員以外の雇用	4万円	1万円	5万円

2 当制度の料金の支払いは、第 1 項の額を当協会が発行した請求書に記載されている納入期限までに指定口座まで振り込むものとし、振込にかかる手数料は、当制度申込法人の負担とする。

第 6 条（入職日の定義）

雇用形態、試用期間に関わらず、仕事をするために出勤した日、もしくは籍をおいた日のいずれか早い日付を入職日と定義するものとする。

第 7 条（内定・採用の報告義務）

当制度申込法人は、TOKYO 保育園フェアでブース訪問された参加者から内定者を決定した場合には、内定から 1 か月以内に、ログイン ID 及びパスワードを用いて、TOKYO 保育園フェア特設ホームページより当協会に対して内定の報告をしなければならない。採用についても同様とする。

2 TOKYO 保育園フェア特設ホームページへの登録方法については、フェア当日に株式会社 MJ のスタッフがブースで直接説明する。そのうえで第 1 項以外の方法により当該報告をした場合には、当協会は当該報告を受けていないものとみなす。

第 8 条（事実確認）

当協会は、参加者から当制度について問い合わせがあった場合、当制度申込法人へ事実確認を行うことがある。

2 当協会は、当制度対象資格の調査で、採用方法や入退職の状況等を、当制度申込法人に確認することがある。

第 9 条（情報の保存・管理）

当協会は、当制度の申込、対象参加者、申請情報を運営上一定期間保存していた場合であっても、情報を保存する義務を負うものではなく、当協会はいつでもこれらの情報を削除できるものとする。

2 当制度申込法人は保有する当制度対象の参加者情報の消滅が生じないよう十分な注意を払うものとし、当制度の執行を円滑に進めるものとする。

第 10 条（当制度受給資格の発生）

ブースを訪問後採用された参加者が、入職日後 6 か月間勤務した場合に、当制度の受給資格が発生するものとする。

2 当制度申込法人より当協会への内定・採用報告がない場合でも、参加者より就職お祝い金の申請があり、当協会にて実際の勤務が確認できた場合には、当制度の請求が発生する場合がある。

3 一度不採用となったフェア参加者を、当該応募日の翌日から 1 年以内に改めて採用するに至った場合には、第 5 条 1 項の料金が発生するものとして、当協会は当制度申込法人に対して当制度の請求ができるものとする。

4 6 か月未満に退職した場合には、参加者の就職お祝い金の権利は消滅する。また、入職して 1 年以内に参加者より申請がされなかった場合も参加者の就職お祝い金の権利は消滅する。

5 当制度申込法人の都合による解雇・退職の場合には、基本的にフェア参加者の就職お祝い金の権利は消滅しない。

第 11 条（当制度の停止・中断）

当協会は、以下のいずれかに該当する場合には、当制度申込法人に事前に通知することなく、当制度を停止又は一時的に中断することができるものとする。

- (1) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により当制度の運営ができなくなった場合
- (2) 当協会の責任によらない事由により当制度の運営ができなくなった場合
- (3) その他、当協会が停止又は中断を必要と判断した場合

第 12 条（当制度申込法人の責任）

参加者に対し、採用にいたるまで提示された当制度や採用条件等はすべて、当制度申込法人自らが、その内容の正確性・真実性等一切につき責任を負うものとする。

第 13 条（免責）

当制度の原因により、当制度申込法人と参加者にどのような損害が発生したとしても、当協会は一切の責任を負わないこととする。紛争、損害等はすべて当制度申込法人の責任と負担で解決を図る。

2 当制度は、参加者の 6 か月間以上の雇用期間を保証するものではない。

3 当制度で支給対象の参加者の履歴書等の不備・虚偽により発生した事項については、当協会は一切責任を負わないこととする。

4 当協会は本規約に基づき当協会が行った措置により当制度申込法人や参加者に生じた損害について一切の責任を負わないこととする。

第 14 条（規約の変更等）

当協会は、当制度申込法人の事前の承認を得ることなく本規約を随時変更することができる。本規約の変更内容については、当協会よりメール、書面、ホームページのいずれかの方法で告知する。

なお、本規約の変更後に当制度に申込することにより、本規約の変更承諾されたものとみなす。

第 15 条（禁止行為）

当制度では以下の行為を禁止する。

- (1) 当制度対象の参加者に協力を促して採用事実を隠蔽
- (2) 当制度対象の参加者に当制度の申請をしないよう促す
- (3) 虚偽の情報を提供または登録
- (4) 正当な理由なく、当協会からの問い合わせに対し返答しない行為
- (5) TOKYO 保育園フェアをきっかけとした応募に対し、故意的に採用事実隠蔽を目的として参加者と連絡をとり、直接採用を装う行為
- (6) 当制度の利用料等その他の債務の履行を遅滞、または支払を拒否
- (7) 当協会、参加者に不適切な行為、または信用を損なう行為
- (8) 本規約の何れかに違反すること

第 16 条（罰則）

当制度の利用に関して、前条の禁止事項等に該当するような行為が発覚した場合は、直ちにブース出展を止めさせ、その後当面の間、TOKYO 保育園フェアに参加できないものとする。

第 17 条（協議事項）

本規約に定めのない事項について、当協会と当制度申込法人は、誠意をもって協議の上これを解決するものとする。

第 18 条（規約の改定）

本規約の改定は、TOKYO 保育園フェア実行委員会が行い、当協会理事会の承認を経て行う。

附則

この規約は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。